

令和5年3月12日

各地区柔道連盟会長 殿

山形県柔道連盟

会長 黒田 一彦〈公印省略〉

「全柔連公認A・B・Cライセンス審判員講習会」及び「全柔連公認Cライセンス審判員試験」の開催について（ご案内）

日頃より本県柔道連盟の運営各般にわたり、格別なるご理解ご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、最新の審判規定を確認することにより、より充実した審判活動となるよう、当該所属審判員及び指導者の積極的な参加について、よろしくお取り計らいお願いいたします。

また、今年度から、Cライセンス新規取得には、講習会及び試験（筆記・実技）を受ける必要がありますので、貴下所属柔道指導者等に周知方お願いいたします。

記

1 開催目的

- (1) 県内審判員の技術及び資質の向上を図る。
- (2) 新規Cライセンスの取得

2 開催日時

(1) 講習会（A、B及びCライセンス）

令和5年4月15日（土）

午前9時30分時から午後3時30分まで（受付9：00～）

(2) Cライセンス試験

令和5年4月16日（日）

午前10時00分時から午後3時まで（受付9：30～）

3 講習会・試験開催場所

三友エンジニア体育文化センター（上山体育文化センター）

エコーホール及び武道場

〒999-3241 山形県上山市けやきの森2番1号

TEL023-673-2288

4 受講対象者 公認（A・B・C）ライセンス審判員及び柔道指導者

5 受講及び試験料

(1) 受講料

ア Aライセンス審判員

6,000円（内5,000円は、全柔連に納入します。）

*当日徴収します(受講料に昼食及び資料代が含まれます。)

イ B・Cライセンス審判員及び新規取得者の講習料

3,000円

*当日徴収します(受講料には、昼食及び資料代が含まれます。)

(2) Cライセンス試験: 1人 1,000円 当日徴収します。

*Cライセンス取得者は、講習及び試験(2日間)を受ける必要があります。

6 講師

全日本柔道連盟審判委員会副委員長

山本 良 先生(コンチネンタル審判員)

7 講習内容

(1) 柔道審判規定変遷の歴史

(2) 柔道審判員に必要な見識

(3) 柔道審判員に求められる心得・知識・スキル(救急措置、コンプライアンス教育も含む)

(4) 現行国際柔道連盟試合審判規定

(5) 国内における「少年大会特別規定」

(6) 講道館柔道試合審判規定

(7) 全日本柔道連盟 公認審判員規程並びに公認審判員制度運用規則

8 携行品

(1) 全日本柔道連盟審判委員会翻訳版「国際柔道連盟試合審判規 2018-2020」
(当日、部数限定で販売します。)

(2) 柔道着、筆記用具等

9 その他

(1) 各地区柔道連事務局は、別添「審判員研修会出席者名簿」を記載の上、令和5年4月9日(日)必着で、郵送・FAXもしくはメールにて、本連盟事務局(下記申込先)まで申込み願います。

(2) 個人及びスポ少等の団体の申込みは受け付けませんので、必ず所属の地区柔道連盟に申し込んでください(山形・上山・東村山・寒河江西村山・最上・北村山・鶴岡・酒田・米沢・置賜地区柔道連盟事務局においては、管下柔連が当方に直接申し込むことのないよう周知をお願いします)。

(3) 山形県柔道連盟HPに、本案内・申込みフォームを掲載するので、ご活用願います。

(4) 「公認審判員制度運用規則」で、「審判員は、①審判員研修会を2年間に1回以上受講すること。②コンプライアンス講義を年1回以上受講すること。

③4年間に1度以上試合の審判に携わること。」とされています。

(5) マスク(不織布)を着用願います。

山形県柔道連盟理事長 縄 野 一 史

〒990-0037 山形市八日町 1-2-5 ヴェルビュ八日町 205

Tel : 090-8505-8908 FAX : 023-641-8818

e-mail:abusan23@gmail.com